

鹿児島大学機器分析センター放射線障害防止委員会規則

〔平成16年8月24日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学機器分析センターエックス線障害予防規定（平成16年8月24日制定。以下「予防規定」という。）第5条第2項の規定に基づき、鹿児島大学機器分析センター放射線障害防止委員会（以下「防止委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 防止委員会は、センター長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 予防規定の制定及び改廃に関すること。
- (2) 取扱者の教育訓練に関すること。
- (3) 取扱者の健康管理に関すること。
- (4) エックス線装置の記録に関すること。
- (5) 事故発生の際の調査及び対策に関すること。
- (6) その他エックス線障害防止に関する必要な事項

(組織)

第3条 防止委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) エックス線作業主任者
- (2) エックス線装置管理責任者
- (3) 該当する機器の維持管理担当者
- (4) 放射線健康管理責任者
- (5) エックス線装置使用施設管理責任者

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 防止委員会に委員長を置き、エックス線装置管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 防止委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 防止委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、防止委員会の審議結果をセンター長および機器保守管理・利用専門部会長に報告するものとする。

(事務)

第9条 防止委員会の事務は、研究協力課共同利用係において処理する。

附 則

この規則は、平成16年8月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。